

〈地球温暖化対策をめぐる動向〉

- (1) すべての主要排出国が参加する「パリ協定」が発効するも、米国が脱退を表明。2018年までに詳細ルール策定を目指す中、協定の実効性と国際的な公平性に不透明さが増している。
- (2) 国内では、2030年度の中期目標（2013年度比26%削減）達成に官民挙げて取り組んでいるが、課題も存在。他方、長期戦略の策定に向けた政府内の議論の本格化が見込まれる。

1. 米国の脱退表明を踏まえた今後のパリ協定のあり方

(1) 米国のパリ協定脱退表明の評価と今後の対応

- ① 米国のパリ協定脱退表明は、全ての主要排出国が取り組みを約束する協定の前提を崩すものとして、極めて残念。G7やG20等で、他の主要国がパリ協定に強くコミットしたことは評価。
- ② わが国として、米国の動向が国際協調等に与える影響を注視・分析する必要。米国の協定残留に向け他の主要国と粘り強く働きかけるとともに、技術協力など新たな協力方を模索すべき。

(2) パリ協定の実効性と国際的公平性の確保に向けた方策

- ① 緩和や透明性、市場メカニズム、グローバルストックテイク等の詳細ルールに対し、先進国・途上国の二分論的な差異化の動きを牽制し、わが国の主張の反映に努めるべき。
- ② わが国経済界として、主要国の官民関係者との対話・連携を密にするとともに、「プレッジ&レビュー」の経験を世界に発信し、国際枠組みの実効性確保に貢献。
- ③ 地球規模での削減に向け、JCM（二国間オフセットメカニズム）の利便性向上や海外での削減貢献分の「見える化」、先進国・途上国問わず幅広く資金拠出を促す仕組みの構築、革新的技術開発の協力強化が重要。

2. 地球規模の温暖化対策に向けた日本の取り組み・貢献

(1) 中期目標「2030年度26%減」達成に向けて

- ① 米国がNDC（国が決定する貢献）の履行中止を発表する中、引き続き地球温暖化対策計画に基づき中期目標達成に向け官民挙げて取り組むべき。経団連は、低炭素社会実行計画を着実に推進。
- ② 2030年度のエネルギーミックス（原子力20～22%、再生可能エネルギー22～24%、火力56%）の実現とともに、部門・対策毎のフォローアップが重要。特に、家庭部門4割削減に向け、環境省が責任を持って、費用対効果を検証しながら国民運動を推進すべき。
- ③ 明示的カーボンプライシング（排出量取引・炭素税）について、わが国で追加的に炭素価格を引き上げる必要性は乏しく、複数の重大な欠点があることから、導入・拡充に反対。〈補論参照〉

(2) 長期戦略の策定に向けた基本的な視点

地球規模での大幅削減に資するわが国ならではの戦略を策定し、各国が同調するよう、官民連携して取り組むべき。

① 長期戦略の前提

- (i) 「環境と経済の両立」を前提に、「持続可能な発展」を目指すべき。
- (ii) 「カーボン・バジェット※」を前提とした硬直的な目標管理とせず、様々な不確実性に柔軟に対応すべき。
※気温上昇を一定水準に抑えるための温室効果ガス累積排出量の上限
- (iii) 長期目標「2050年80%減」は、地球温暖化対策計画に明記された3条件・3原則（経済成長との両立等を含む）の下で「目指すべき『方向性』」である旨の位置づけを明確にしつつ、妥当性を検証すべき。
- (iv) エネルギー政策をはじめとする他の重要政策との整合性を確保すべき。

② わが国としての対策の方向性

- (i) グローバルな貢献を目指すべき。
- (ii) 製品・サービスのライフサイクル、企業のバリューチェーン全体を通じた貢献を目指すべき。
- (iii) 民間活力の活用を通じたイノベーションの創出を目指すべき。

〈要旨〉

1. カーボンプライシング（炭素排出の価格付け、以下CP）は、炭素税や排出量取引といった明示的な施策に限定されず、エネルギー諸税、再生可能エネルギー支援等の暗示的な施策を含む広い概念として捉えるべき（OECDでも同様に定義）。わが国では、民間の主体的取り組みを含め多層的な施策・取り組みが展開。
2. 新たな施策の導入を検討する際は、地球温暖化問題の特質や環境・経済・エネルギーのバランス、エネルギー構造・産業構造等のわが国特有の事情、国際競争力への影響、施策の費用対効果等を総合的に考慮すべき。
3. わが国のエネルギーコストの水準は高く、企業の削減インセンティブは強いことを踏まえると、追加的に炭素価格を引き上げる必要性は乏しい。加えて、排出量取引は運用が難しく、炭素税も価格効果が極めて小さいといった複数の重大な欠点があることから、明示的CPの導入・拡充には引き続き反対。
4. 温室効果ガスの地球規模での大幅削減に向け、産業政策の視点を踏まえ、イノベーション、グローバル・バリューチェーン、省エネ技術の海外展開等を通じた削減に資する、現実的で実効性のある政策展開に期待。

1. カーボンプライシングの定義とわが国の導入状況

- OECDの定義によると、カーボンプライシング（炭素排出の価格付け）には、明示的CPと暗示的CPが存在。わが国では、明示的CPとして地球温暖化対策税、暗示的CPとして石油石炭税やFIT、省エネ法等が存在。加えて、低炭素社会実行計画等、多層的な施策・取り組みが展開。
- 明示的CPのみをもってCPを論じるのは適当ではなく、暗示的な施策・取り組みを含めた幅広い概念として、その水準と効果を論じるべき。

〈CPの定義と分類〉		
	施策	日本で導入されている施策例
明示的CP	炭素税、排出量取引	地球温暖化対策税
暗示的CP	エネルギー諸税、再生可能エネルギー支援、エネルギー関連規制等	石油石炭税・ガソリン税等のエネルギー諸税、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）、省エネ法・エネルギー供給構造高度化法等の規制

（経団連事務局作成）

2. カーボンプライシングについて検討すべき論点

(1) 地球温暖化問題の特質

地球規模の外部不経済である地球温暖化に対応するためには、炭素に適正価格を付し、世界全体で限界削減費用を均等化させることが理想であるものの、その実現可能性は極めて低い。

(2) 環境・経済・エネルギーのバランス

温暖化対策とエネルギー政策は表裏一体の関係にあり、明示的CPの検討に際し、環境・経済・エネルギーのバランスを目指すことが不可欠。目指す効果の水準と社会的に許容し得るコスト負担について現実的に検討すべき。

(3) 各国の事情

カーボンプライシング導入・拡充がもたらす効果や影響は、各国のマクロ経済情勢や、産業・エネルギー構造、資源貯存量、エネルギー価格、電源構成、対策の実施状況等を総合的に考慮し、そのうえで施策の妥当性と実現可能性について検討すべき。

(4) 地球温暖化対策税をはじめとした既存政策の効果検証

諸外国におけるCP施策は必ずしも一律に炭素比例ではなく個別事情を反映。わが国では、温暖化対策に資する施策・取組みが多数展開されており、既存の施策や取組みについて、各施策の政策目的も踏まえつつ効果検証を行い、その結果を明らかにすべき。

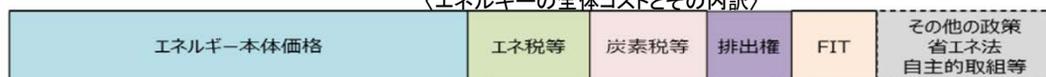
(5) 国際競争力とカーボンリーケージ

アジア太平洋諸国等とのコスト負担の度合を比較し、自国の国際競争力や経済への悪影響、カーボンリーケージが生じないか、企業の実情を丁寧に聴取し分析すべき。

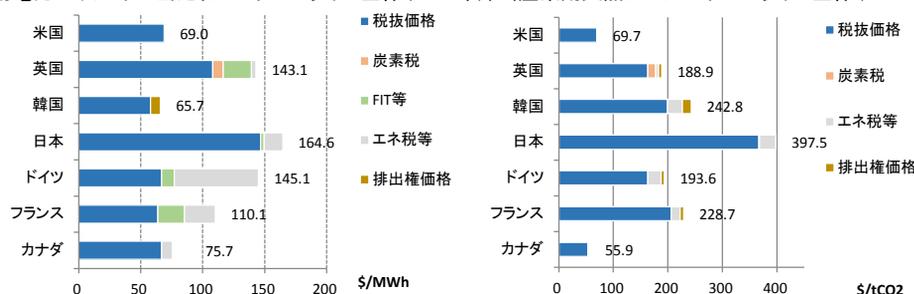
(6) 税負担のみならずエネルギー価格を含めたエネルギーの全体コスト

わが国の温室効果ガス排出の9割はエネルギー起源であり、企業、家計等のエネルギー消費の判断材料はエネルギーの全体コストであることから、エネルギーの全体コストを国際比較すべき。産業用電力と産業用天然ガスは主要国中最も高い水準。企業の削減インセンティブは強いことを踏まえると、追加的なCPの必要性は見出せない。

〈エネルギーの全体コストとその内訳〉



〈産業用電力エネルギー当たりカーボンプライス全体（2015年）〉 〈産業用天然ガスカーボンプライス全体（2015年）〉



（出所）いずれも経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」（2017年4月）

2. カーボンプライシングについて検討すべき論点

(7) イノベーション

大幅な温室効果ガス削減を実現する上で、イノベーションの不断の創出が不可欠。企業に直接的な経済負担を追加的に課すことは、企業による研究開発の原資や社会の低炭素化に向けた投資意欲を奪う。

(8) 政府の失敗・行政コスト

諸外国では、明示的CP導入による「政府の失敗」や、巨額の運用コストが生じる事態も発生。わが国が厳しい財政制約に直面する中、制度の運用コストの規模や費用対効果を試算し、代替政策と比較検討すべき。

(9) わが国としての地球温暖化対策のあり方

イノベーション創出に不断に取り組みつつ、製品・サービスのグローバル・バリューチェーンを通じた削減、実用化された省エネ技術等の海外展開など、地球規模での削減に資するわが国ならではの対策のあり方を検討し、それに合致した施策を講じるべき。

3. わが国へのカーボンプライシング導入の妥当性

(1) 排出量取引制度

- 諸外国における先行事例であるEU-ETSなどを見ても、クレジット余剰と排出権価格の低迷が続くなど、難しい状況で成功事例とは言い難い。一旦制度が導入されると、クレジットが資産計上される等、制度を廃止することは困難。
- わが国では、97年より「経団連環境自主行動計画」、2013年より「経団連低炭素社会実行計画」を中心に、産業界による自主的取組みを推進し、着実に実績を挙げており、排出量取引と比べ多くのメリットを有する。

	排出量取引制度	低炭素社会実行計画
環境・経済・エネルギーのバランス	排出削減目標達成という環境側面に立脚。国際競争力等への配慮は、例外措置等を設けることで対処。	企業の国内外の市場展開、エネルギー戦略、技術開発を含む、環境・経済・エネルギーのバランスを考慮した経営判断に立脚。
削減目標	政府によるトップダウン型で設定。目標未達の場合は、高額な課徴金等の罰則を設けることが多い。	各業種が自ら目標を設定。企業・業種の強いコミットメントのもと、進捗については第三者によるレビュー（プレッジ&レビュー）を実施。
削減コスト等	削減コストの水準は理論上、市場が決定。排出枠は企業・業種の活動に大きな影響を与えることから、割当を巡り、莫大な政治的・行政的な調整コストが発生。	企業経営の視点から、自らコスト効率的な対策を選択。割当にかかる調整コストは発生しない。
削減の範囲	国内での事業活動を対象とするため、想定を超えた生産規模の拡大により、排出枠を確保する必要が生じたり、消費段階での貢献、海外貢献を考慮しにくい。	製品ライフサイクル・サプライチェーンを通じた削減や、省エネ・環境技術の普及に関わる国際協力なども可能。
イノベーション	クレジット価格の変動により、長期的な技術開発投資を阻害。	カーボンプライスの変動からの影響が少ないため、長期的かつ安定的な技術開発投資が可能。

(経団連事務局作成)

- 「低炭素社会実行計画」は、(a)企業・業種の強いコミットメントのもと、企業が事業活動と両立させながら実効ある対策を採ることを可能とし、(b)ライフサイクルを通じた削減、国際貢献、革新的技術開発を対象とするなど、パリ協定の下、わが国が目指すべき地球規模での大幅な削減に合致。

(2) 大型炭素税

- 一般的にエネルギー使用に対する価格弾力性は低く、環境省の試算では、2020年の地球温暖化対策税の価格効果は、全体削減量の0.2%程度にとどまる。
- 企業は、既に温室効果ガス削減に向けた努力を長きにわたって続けており、わが国の限界削減費用は国際的にも高く、価格効果を狙うには高率の炭素税が必要。エネルギーコストの大幅な上昇、カーボンリーケージ、企業の国際競争力喪失を招き、国民生活に深刻な影響をもたらす。
- 高率の炭素税による特定産業の国際競争力への悪影響等を回避するための措置は、本来意図した効果を削ぐだけでなく、追加的な行政コストを生むものであり問題。
- 財源効果の議論の際に、地球温暖化対策税の税収が効果的に活用されているか検証すべき。また、税収の具体的な用途が明確でないまま「はじめに財源ありき」の議論をすべきではない。

(各国約束草案実現にかかる限界削減費用)

	限界削減費用 (\$/t-CO2eq)	
	低位	高位
日本: 2013年比▲26% (2030年)	380程度 (エネルギー起源CO2の目標のみで評価した場合は260程度)	
米国: 2005年比▲26%~▲28% (2025年)	76	94
EU: 1990年比▲40% (2030年)	210	
スイス: 1990年比▲40% (2030年)	380	
ノルウェー: 1990年比▲40% (2030年)	70	
豪州: 2005年比▲26%~▲28% (2030年)	33	
カナダ: 2005年比▲30% (2030年)	166	
ロシア: 1990年比▲25%~▲30% (2030年)	1	7
中国: CO2排出原単位2005年比▲60~65% (2030年)	~0	~0
韓国: BAU比▲37% (2030年)	144	

(RITE資料をもとに経団連事務局作成)